



第3章

取組施策



第1節 地域・生き物を愛し、環境にやさしい
『市民・家庭』

1. 身近な自然環境保全の実践の推進

市民・家庭



総社市には、その特有の地理的条件により多様で豊かな生態系が形成されています。しかし、土地利用形態の変化や、外来種の侵入や在来種との交雑により、地域固有の生態系への影響が懸念されています。こうした状況においては、一人ひとりが自然環境へ影響を及ぼす要素を持ちうることを理解し、自然環境の保全の第一歩となるように努めることが必要です。

2. 日常の取り組みによる生活環境の向上

市民・家庭



総社市の人口は、近年増加傾向にあり、そのため都市化が進み、住宅の密集した地域が増えています。その結果、日常生活に起因する都市・生活型公害の発生が懸念されています。こうした状況下においては、地域コミュニティの活力向上だけでなく、各家庭での配慮ある行動を心がけます。

【現状と課題】

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムが構築されてきた現代において、資源の枯渇、不法投棄の懸念、廃棄物処理コストの高騰など、廃棄物対策は大きな社会問題となっており、持続可能な循環型社会の構築の早期実現が課題であります。また、地球環境に目をむけると、地球温暖化防止対策への取組がきわめて重要な課題となっています。

これらの課題解決に努め、次世代により良い環境を引き継いでいくために、私たち一人ひとりが現在の環境に対して正しい認識を持ち、身近な環境を保全していく活動を始めることが重要となってくることから、次の基本的施策を中心に取り組んでいきます。

施策

- 総社市に生育・生息する在来種の保護・保全のため、外来生物を不用意に持ち込んだり捨てたりせず、適切な管理に努めます。
- 総社市の豊かな自然環境に関心を持ち、積極的に自然環境保全活動に参加し、保護・保全に努めます。
- 多様な生態系を保全するため、水路や農地などの適正な管理に努めるとともに、野生の生き物をむやみに傷つけたり持ち帰ったりしません。

施策

- 生活の中から出る際立った音や野焼き等による悪臭など、日常生活に起因する都市・生活型公害が発生しないよう配慮ある行動に努めます。
- ペットの飼育等について、散歩時のリード着用やふんの後始末、無責任な餌やりの防止など、周辺地域の環境への配慮に努めます。
- 廃食油や食べ残しなどを流さない、水切りネットを使用するなど身近にできる生活排水対策に努めます。

3. 廃棄物の発生の抑制・減量と適正処理、リサイクル

市民・家庭



持続可能な循環型社会の構築に向け、積極的に 4 R (Refuse,Reduce, Reuse,Recycle) への取り組みを行うとともに、総社市が実施しているごみ袋の変動相場制の仕組みやメリットを十分理解し、市民一人ひとりが積極的にごみの減量化に取り組んでいきます。



限りある資源を未来につなぐ。
今、僕らにできること。



4. 省エネルギーの推進と新エネルギーの導入

市民・家庭



地球温暖化問題を地球全体として考えるのではなく、身近な日常生活の問題として捉えて、低炭素社会の構築を進めていくため、一人ひとり・家庭でのライフスタイルへの考え方をほんの少しだけ改めて、省エネルギーの積極的実施と再生可能エネルギーの普及促進に努めます。

施策

- 生家庭ごみのより一層の減量化に努めます。
- ごみを正しく分別して集積所に出し、資源化できるものは積極的に資源ごみとして出します。
- 食品ロスを削減するため、必要な量の計画的購入や『おokayama 3010運動』の実施による食べ残し削減、フードドライブ活動への取り組みに努めます。
※おokayama 3010運動
食品ロス削減のため、宴会などで最初の30分と最後の10分は席に座り、食べ残しを減らす運動
- 再利用可能な物について、市が行う『生活用品交換銀行』を積極的に活用しリユースに努めます。
- ノーレジ袋・マイバッグ運動に賛同し、買い物時にはレジ袋の使用を控え、マイバッグを積極的に活用します。
※フードドライブ
家庭で余った食品を集め、フードバンク団体や福祉施設等に寄付する活動
- 市が無料配布するボカシ菌を活用した生ごみの堆肥化により、生ごみの減量化に努めます。
- 家庭から出る雑がみについては、こまめに分別し、雑がみ交換制度を積極的に活用し、雑がみの資源化を図ります。
- ごみのポイ捨てや家庭ごみの野焼きはしません。

施策

- クールチョイスへの取り組みを積極的に行います。
- 家電製品等の買い替え時には、省エネ型機器を積極的に選択して購入します。
- 温室効果ガスの発生抑制のため、自宅の新築や増築の時には、省エネに配慮した設計や省エネ設備の導入を積極的に行います。
- エネルギーを作り、溜めて、賢く使うスマートエネルギーの導入を積極的に行います。
- マイカーの購入時や買替え時には、電気自動車やハイブリット車の購入を検討します。

5. 自然体験と環境を学ぶ

市民・家庭



環境課題への取組の第一歩として、自然の中での体験を通じて、自然との共生についての理解を深め、自然環境をはじめとする多様な環境やそこに介在する課題について正しい知識を持ち、日常生活の中から実践して行きます。

6. 郷土愛の醸成

市民・家庭



総社市の環境を良好な状態で残していくために市民一人ひとりが考え行動することは、自らの暮らす地域への郷土愛の醸成へとつながります。そのために、継続的に実践できる身近な環境保全活動への積極的な参加に努めます。

施策

- 行政や学校、地域が実施する自然体験活動に積極的に参加し、自分の暮らす地域の自然の良さを再認識するとともに、身近な環境を守る意識を育てていきます。
- 私たちの日常生活の行動の一つひとつが環境負荷の要素となっていることを認識し、より環境負荷の低減につながるライフスタイルの形成に努めます。

施策

- 毎年開催する環境学校をはじめ、地域での美化活動等、地域の人々と関わり合いながら実施する環境保全活動へ積極的に参加することで、郷土愛の醸成とそれぞれの地域の環境保全に対する意識の向上に努めます。
- 一人ひとりが自宅前や自作の耕作地の接する道等をきれいにすることを心がけることで、地域的美観を維持・向上させ、環境保全の心を醸成します。
- 各家庭で所有する家（敷地）・墓地・山林・田畑を把握し、次の世代にも確実に引き継ぎ、地域的美観、環境の保全の精神をもち、これに努めます。





1. まちの美観向上

地域・学校



だれもが住みたくなり、訪れたい地域づくりを目指すために、地域コミュニティが中心となった積極的なまちの美化活動により、美観の向上を図ります。



2. 廃棄物の減量とリサイクルの推進

地域・学校



持続可能な循環型社会の構築に向け、地域での廃棄物の減量化と適正な処理の推進に、地域の各団体や学校の協働によって取り組みます。

【現状と課題】

以前までは、多くの自治体で、地域コミュニティが地域に住む人々の繋がりや助け合いといった関係をつくり、身近な環境の保全や安心して暮らせる住環境の形成の大きな役割を担っていました。しかし、少子高齢社会の進行や核家族の増加などにより、地域コミュニティの活力の低下が大きな問題となり、その活力の低下が私たちの暮らす地域の快適な環境を維持していたシステムの崩壊の一因となっています。

私たち一人ひとりが環境課題に取り組むに当たって大切なことは、近隣・地域の異世代間の住民との協働による環境保全活動へのつながりや拡大です。今後は、町内会や子ども会、PTAなどの地域コミュニティを中心にした環境保全活動を実践し、自分が暮らす地域を住みよいものとする意識を持ち、次世代にその活動をつないでいく人材育成が重要となってくるため、次の基本的施策を中心に取り組んでいきます。

施策

- 地域や学校で美化活動を実施し、多くの地域住民に参加してもらえるよう積極的に呼び掛けます。
- 公園や緑地を利用者が気持ちよく利用できるように、公園等を管理するボランティア活動等への参加を広く呼び掛けます。
- 学校での環境教育の中に地域の美化活動を取り入れることで、快適な住環境づくりへの意識向上を図ります。
- ペットの散歩時には、ふん処理マナーを守るとともに、地域ぐるみでふん処理マナーの徹底を呼び掛けます。
- 油などの水路・用水を汚すようなものを流さないよう呼び掛けます。

施策

- 地域や学校で廃品回収を実施し、地域ぐるみでの資源ごみの回収に努めます。
- 学校などでも、ごみを発生させないライフスタイルに転換していきます。
- 地域における「町内会」「子ども会」「PTA」などの団体において、出前講座等を活用し廃棄物の減量と4R(Refuse,Reduce,Reuse,Recycle)について勉強し、その参加者が中心となって地域に啓発していきます。
- 学校でのバザー等の開催を広く地域に周知することで、各家庭で不用になった物などを地域のなかで再利用していきます。

⇒廃棄物の減量とリサイクルの推進のつづき



3. 環境教育の推進

地域・学校



生涯を通じて環境保全活動を実践していくためには、学校教育や社会教育の中で、さまざまな世代の協働により、家庭だけでなく学校や地域社会での様々な場面において、環境に対する教育に触れることが大切です。

また、次世代を担う子どもたちの発達段階に合わせた環境教育を実施することで、環境を大切に作る心やよりよい環境を創造する実践に向けた意識を形成します。

- 郵便局との協定による地域をあげての不法投棄及び野焼きの情報提供により監視体制を強化していきます。
- 地域への新規転入者に対して、ごみの集積所への搬入を促し、場合によっては、新たな集積所の設置も検討します。

施策

- 省エネ・低炭素社会の実現のため、クールチョイスについて学ぶ機会を設けます。
- 学校や公民館において環境教育の場を提供し、環境学習を担う人材を育成し、地域や学校において積極的に活用されるよう努めます。
- 子どもの発達段階に応じた環境教育を進め、次世代を担う人材の育成につなげて行きます。
- 学校における環境教育の一層の充実を図ります。
- 外国人に対して、地域の環境保全活動への参加を呼び掛けるとともに、環境保全に関する教育や周知に努めます。





第3節 まち、市民と協働し、愛される
『事業所』

1. 自然環境・景観への配慮と緑化推進

事業所



事業所は、自然環境・景観に配慮した事業活動を通じて地域貢献につなげていくとともに、事業所内外の緑化に努め、快適なまちづくりに協力します。また、地域に愛される事業所を目指すために、周辺環境に配慮した景観保全に努めるとともに、地域と協働して緑地の保全・緑化の推進に努めます。

2. 大気・水・騒音・悪臭などの公害防止

事業所



大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、快適な生活環境に影響を与える環境負荷の原因となり得ます。事業所に対する環境意識は以前にも増して求められており、法令順守はもとより、環境保全を事業所の社会的責任と位置付け、環境配慮を図る必要があります。

【現状と課題】

大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会活動は、様々な環境汚染源を発生させ、廃棄物処理に伴う様々な社会問題を引き起こし、地球規模での環境問題にも密接に関係しています。こうした現状から持続可能な循環型社会の構築を目指すためには、市民・家庭や地域・学校、事業所、行政が協働して、連携を図っていかねばなりません。

特に環境に対する意識が高くなっている現在、事業所の社会的責任は一層重要になっています。事業所については、法令順守はもちろん、地域住民と協働して、地域の発展のために積極的な環境保全活動に努め、地域から愛される事業所となるため、次の基本的施策を中心に取り組んでいきます。

施策

- 新たな事業所を開設するときには、緑地の確保に努めます。
- 既存事業所内の緑地の管理をこまめに行い、市民が癒される景観保全に努めます。
- 周辺環境と調和した建築物や構築物の建設に努めます。
- 緑地を創出することで地域住民へ安らぎと潤いを提供するとともに、防災、良好な景観形成などの機能も創出し、地域貢献に寄与します。

施策

- 関係法令を遵守するとともに、自主的な環境負荷の低減に努めます。
- ばい煙の排出基準等を遵守するとともに、粉じんの発生抑制に努めます。
- エコドライブを推進するとともに、公共交通機関の利用促進や低公害車の購入に努めます。
- 水質汚濁防止法による排水基準を遵守するとともに、規制対象外事業者も汚濁負荷量の低減に努めます。
- 事業所内での水の有効利用や再利用に努めます。
- PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）を遵守し、事業活動に伴う化学物質の移動・排出量等を把握し、届けることで、適正な管理体制の構築・運用、環境コミュニケーションに努めます。

⇒大気・水・騒音・悪臭などの公害防止のつづき

3. 廃棄物の発生の抑制・減量と適正処理

事業所



持続可能な循環型社会を構築するため、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえた製品の開発・製造を行い、3 R (Reduce, Reuse, Recycle) の推進や循環資源の利用促進を図ります。また、地域等と連携を図り、ごみのない地域づくりや不法投棄・野焼きなどが発生しにくい地域環境の創出に協力します。

4. 食品ロスの削減推進

事業所



現在の日本の食料の大半は輸入に頼っていますが、その反面、食べられる食品を大量に廃棄しており、食品ロスの約半分は食品関連事業所から発生しています。そのため、環境負荷の低減と3 Rの推進を目指し、「もったいない」の普及啓発と、こうした食品ロスの削減、食品の有効利用に努めます。

- 建設工事では、低騒音・低振動型機械を使用し、作業時間にも配慮して、騒音・振動の発生防止に努めます。
- 発生源となりうる事業所の社会的責任として、自主的な測定による状況把握と適正な管理体制の構築・運用、環境コミュニケーションに努めます。

施策

- 製品の開発・製造・流通の各過程での3Rに向けた取組に努めます。
- 産業廃棄物の再生利用を促進するため、岡山県の「^{*}循環資源マッチングシステム」を有効に活用します。
- 違法な野焼きや廃棄物の不法投棄をしません。
- 廃棄物処理については法令を遵守し、自らの責任において適正に処理します。
- 地域の美化活動等に積極的に参加し、不法投棄が発生しにくい地域環境の創出に努めます。
- 人口が増えることで都市化が進む中、住宅用地の開発や分譲において、開発業者等は家庭ごみの適切な処理ができるよう地元町内会などとの十分な事前協議に努めます。

※循環資源マッチングシステム
循環資源を提供する事業所と利用する事業所をマッチングさせる制度。岡山県環境保全事業団が運営。

施策

- 商慣習の見直しによる納品期限の緩和等への協力や売れ残りを減らす販売方法の工夫に努めます。
- 安全に食べられるのに包装破損や過剰在庫等で発生した製品などを福祉施設等へ無料提供する『フードバンク活動』に協力します。
- 消費者が食品ロスに対する認識を一層高め、消費活動を改善するよう啓発活動に努めます。
- 飲食店は、『おかやま3010運動』に賛同し、宴会などの食べ残し削減を利用客にPRし実践してもらうよう努めます。

5. クールチョイスの推進

事業所



地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量が多い事業所については、排出削減を推進するため、市民や地域、行政と協働して地球環境保全や温暖化防止行動に取り組み、低炭素型のまちづくりに努めます。

6. 環境を学ぶ

事業所



地域の良好な環境を将来にわたって保全し、持続可能な社会を構築していくために、事業活動に伴う環境負荷の低減を促進する必要があります。そのために、環境に対する意識の向上を図るとともに、学校や地域と協働して環境教育の機会を設け人材育成に努めます。

施策

- クールチョイスへの賛同登録を積極的に行い、省エネ・低炭素の実践に努めます。
- 省エネ・低炭素型設備・機器の導入・更新に努めます。
- ^{*}ESCO (Energy Service Company) 事業の導入を検討します。
- 業務活動におけるエコドライブに努めます。
- 照明機器のLED化に努めます。

※ESCO

省エネルギーの改修にかかる全経費をその改修で実現する光熱水費の削減分で補う事業

施策

- 従業員が自社の事業活動と環境との関係を十分理解することで、事業活動での環境配慮及び保全活動が促進されるよう、職場での環境学習・環境教育を充実させます。
- 事業所が自社の特性を活かして、地域・学校での環境教育の講師として貢献できるように、各種研修会等への従業員の参加を促進し人材育成に努めます。
- 地域・行政と協働・連携を図りながら、環境保全活動を推進していきます。
- ^{*}エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得を検討します。

※エコアクション21

環境省が策定した環境マネジメントシステム。PDCAサイクルを基本に、事業者等が環境への取り組みを自主的に、そして効果的、効率的、継続的に行うための方法を定めている。



第4節 環境を守り、住みよいまちづくりをする

『行政』

1. 自然環境の保全

行政



総社市には、高梁川や吉備高原、平野部に広がる田園地帯があります。本市は、県南部に位置しているにもかかわらず、こうした地理的条件によって、県中部に生息する動植物の分布も見られるなど、極めて特異的な自然環境を有していることから、次世代へ豊かな自然環境を残すための保全活動に努めます。

【現状と課題】

現在の総社市の環境は、産業部門中心の環境問題に関しては、比較的優良な環境であります。その反面、豊かな暮らしや便利な社会の中で、民生部門に起因する生活環境問題が増えてきています。また、世界的な問題である地球温暖化問題や資源の枯渇問題の解決のための省エネルギー推進や4R運動の推進への対応も重要となってきています。本市としては、持続可能な循環型社会の構築のため、次の基本的施策を中心に取り組んでいきます。

施策

- 総社市に生育・生息する動植物の現状について市民の関心を高め、理解を深めるため、NPO・大学等と協働で野外観察会等を開催します。
- 各種調査で確認された希少動植物の保護を行うとともに、渓谷や自然を残す樹林など多様な生物の生育・生息域の一体的な保全を図ります。
- 外来生物から在来種を保護するため、外来生物法等の普及啓発に努めるほか、緊急性が高いと考えられる地域や水域において、外来生物の駆除を実施します。
- 開発事業で生育・生息地が消失する場合の代償措置として、あるいは環境教育の場として、地域の動植物の生育・生息場所となるビオトープを整備します。
- 都市計画マスタープランにおける土地利用方針に基づき、保全と開発・活用の区域を区分し、計画的な土地利用の推進を図ります。
- 防災、水源涵養等の公益機能に配慮し、開発との調和を保ちながら、森林の保全と憩いの場等としての活用を図ります。
- 農地の確保及び適切な管理と耕作放棄地の活用を図ります。また、農業後継者や新規就農者の育成と支援に努めます。
- 河川や水路・ため池の整備に当たっては、自然環境の保全、水辺空間における親水性の向上及び生態系の維持に配慮します。
- 市内で自然が豊かな各地域の特徴を生かした自然探勝・自然体験ゾーンを設定し、環境整備を行います。
- 自然資源を活用したイベントや自然観察会を開催するなど、自然とふれあえる環境づくりへの市民参加を促進します。

2. 生活環境の保全

行政



昨今の総社市は、総社市流の子育て政策や企業誘致政策により、企業進出が相次ぐとともに、人口増加による都市化が進んでいます。こうした都市化が進むことで、これまでの良好な生活環境が脅かされる懸念が増えることも事実です。総社市は、都市化の推進と環境保全の両立・共生が成り立つよう引き続き良好な環境の維持と環境負荷原因者に対する監視・指導を実施します。

施策

- 大気・水質・有害物質については、県と協力して工場・事業所に対し法令順守の徹底を指導するとともに、未規制事業所等についても指導していきます。
- 違法な野焼き行為について、郵便局との協定も活用して監視体制を充実させ、指導と未然防止に努めます。
- エコドライブなどの実施を広く周知し、意識の向上を図ります。
- 下水道等の面的整備拡大と合併処理浄化槽の普及に努めます。
- 家庭でできる水質浄化対策の普及促進を図ります。
- 公共用水や工場排水の水質検査を継続して実施し、必要に応じて測定地点の見直し・拡充に努めます。
- 水の有効利用促進のため、意識の高揚、雨水貯留施設の設置の促進等に努めます。
- 環境保全型農業の推進を図ります。
- 畜産事業者については、家畜排せつ物法の遵守を徹底するよう指導します。
- PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度の普及に努めるとともに、必要に応じて市民に情報提供を行います。
- 事業所・建設工事に起因する騒音・振動については、関係法令順守を指導するとともに、低騒音・低振動の機械の導入等の環境配慮を徹底するよう指導します。
- 市内の騒音調査を継続して実施するとともに、測定地点についても今後の交通量の変化を考慮して見直していきます。
- 工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、特定悪臭物質の排出規制などの指導を継続して実施します。
- 畜舎内での早期の糞尿分離、糞尿の早期の搬出、畜舎の清掃等の悪臭防止対策を指導します。

⇒生活環境の保全のつづき

3. 景観保全

行政



総社市は豊かな自然景観と、歴史景観が融合した都市を形成しています。こうした景観は、私たちに安らぎと潤いを与えてくれます。しかし、経済活動の発展と居住区域の拡大に伴い、市街地以外の都市化が進んでいます。そのため、良好な景観形成が途切れてしまう可能性もあります。総社市は、これまでの良好な景観に配慮した都市づくりを目指し、その保全に努めます。

4. 廃棄物の発生の抑制・減量と適正処理に向けた施策の展開

行政



大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムが構築されている現代社会において、大量の廃棄物処理問題や限りある資源の枯渇問題は、次世代へ引き継ぐ上で解決すべき課題のひとつであり、持続可能な循環型社会システムの構築は、私たちの責務です。そうした社会システムを形成するため、資源の有効利用や廃棄物の再生利用などを推進し、4 Rを実践するライフスタイルへの転換の促進に努めます。

- ペットの飼育や違法なごみの焼却（野焼き）など、日常の家庭生活や事業活動に起因する悪臭を防止するため、指導と啓発を進めます。

施策

- 各地域の特性を活かした景観の保全に努めます。
- 山間部に広がる河川や森林等の持つ水源涵養機能や大気浄化機能などの公益的機能の維持とともに優れた自然景観の保全に努めます。
- 丘陵部に広がる2つの県立自然公園と、鬼ノ城・国分寺をはじめとする数々の歴史・文化遺産が形作る里山景観及び歴史景観に配慮した景観形成を図ります。
- 平野部には優良な農業用地が広がっているため、その保全を図ると同時に良好な田園風景の保全に努めます。
- 市街地では、公園や広場の緑化を図り緑あふれる景観形成に努めるとともに、商店街通りにおいては、歴史的文化遗产や落ち着いた環境を活かし、商店と住宅が調和の取れた町並み景観の形成に努めます。
- 公園・道路・河川等の公共事業において、周辺的环境や地域特性に配慮したデザインや色彩による施工に努めます。

施策

- ごみ袋変動相場制によるリバウンドが発生しないよう防止対策を検討し、一層のごみの発生抑制と減量化を推進します。
- 広報などにより、ノーレジ袋・マイバッグ運動、エコマーク商品の購入、グリーン購入など、ごみの減量や4R促進の取り組みを周知・推進します。
- 市民が気軽に利用できるリユースプラザを設置し、再使用品・再生品の販売や修理による活用・普及啓発を通じて、資源循環システムの構築を図ります。
- わかりやすいごみの分別表の作成、分別状況の公表、4R情報のPR等により、分別の必要性を市民に周知するとともに、より徹底した分別の協力を依頼します。

⇒廃棄物の発生の抑制・減量と適正処理に向けた施策の展開のつづき

5. 地球環境の保全

行政



産業革命以降の人間の活動により地球の温暖化は進み、現在に至っています。その原因である温室効果ガスの発生は、私たちの豊かな暮らしを支えている産業や便利な日常生活などに起因しています。そして、この地球温暖化の進行は、生態系などに悪影響を及ぼし、最終的には私たち人類の生存自体を脅かす、最も重要な環境問題のひとつです。

この地球規模の問題を、総社市で生活し活動している市民や事業所などが身近な問題として認識し、継続的に保全活動の実践ができるよう支援することに努めます。

- グリーン購入に関する法律、グリーン製品や認定制度に関する情報提供、エコ製品の紹介により、環境に配慮した製品の購入を促進します。
- 各種団体の資源回収活動への支援により、再資源化を推進します。
- 生ごみやし尿・下水汚泥等については、再生利用の今後の技術革新などにも注視しながら、その活用について検討します。
- 不法投棄を発見した場合は県、警察など関係機関と連携して原因者の究明を行い、原因者に対して原状回復を強く指導します。
- 廃棄物の処理を安全で衛生的に進めるとともに、処理施設の適正な維持管理に努めます。また、施設の長寿命化や更新についても検討します。
- 産業廃棄物の処理については、事業者の自己処理責任の原則を徹底し、県及び関係機関と連携を図り、不適正処分、不法投棄の防止に努めます。
- ごみ量の状況や推移などを広く市民へ情報提供することで、ごみの発生抑制・減量化への意識向上に努めます。

施策

- 省エネ・低炭素社会の実現のため、クールチョイスの普及啓発に努めます。
- 自動車や家電製品等の買い替え時には、省エネルギーに配慮した製品を積極的に導入するよう、市民や事業者に対し情報提供します。
- 環境家計簿の活用による、節電、燃料の節約、節水など省資源・省エネルギー活動の実践を普及促進します。
- エコドライブや公共交通機関の利用促進、低公害車の導入等を実施することにより、大気保全と併せて省エネルギーを図ります。
- 総社市役所地球温暖化対策実行計画に従い、市が率先して温室効果ガスの排出量を削減します。
- 地球環境保全に係る関係団体等との連携を進めます。

⇒地球環境の保全のつづき

6. 情報提供や広報・周知活動

行政



総社市の良好な環境を守っていく保全活動を実践するためには、実践する者が環境に関する正しい知識を持ち、適切な行動をすることが大切です。また、市民一人や小さな事業所だけではなかなか実践しにくい状況もあります。環境保全活動は、多くの市民・事業所などが情報を共有し、協働して活動することで、実現するものです。そのため、総社市は本計画の成果や評価など様々な情報を共有することで様々な立場の連携が図れるように努めます。

7. 環境行政推進のためのネットワークの構築

行政



現在の複雑多様化している環境問題に対応していくためには、これまで揚げた各主体が個別に活動していただくだけでは対応しきれません。各主体や他市町村、県・国とも有機的な繋がりを形成し、協働・連携を図りながら対応していかなければなりません。

- 省資源・省エネルギー対策、新エネルギー導入、ごみの発生抑制・減量化等の発生源対策及び森林整備・都市緑化による吸収源対策、並びに地産地消等を総合的に推進し、二酸化炭素の排出抑制を図ります。
- オゾン層・紫外線に関する情報を提供するとともに、特に年少の児童や保護者に対して、有害紫外線対策の啓発に努めます。








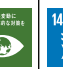
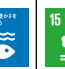


施策

- 広報紙やホームページなどの情報媒体を活用し、環境に関する必要な情報を広く発信していくことに努めます。
- 地域や学校、事業所、行政が実施する環境保全活動の情報収集を行うとともに、多くの人に参加できるような情報提供システムを構築します。

施策

- 環境保全活動を通じて交流する市民や地域、学校、事業所、行政などがもつさまざまな環境関連情報の共有化を図ります。
- 共有化した情報をそれぞれの立場において活用しやすい情報として整理し、提供します。
- 地域や学校、事業所と関係行政機関（備中県民局や環境保全事業団等）とが連携して様々な環境保全活動が実施できるネットワークの構築を図ります。
- 環境保全活動の実施のために構築するネットワークにおいて、リーダーシップとなるような人材や、次世代へ引き継いでいけるよう人材の育成に努めます。
- 環境観光大使の野口健氏を通じて、全国の環境関連団体との連携を図るためのネットワークの構築を検討します。

持続可能な開発目標（SDGs）の10の目標の視点に基づく
総社市環境基本計画の基本施策

SDGsの目標		4	6	7	9	10	11	12	13	14	15	17
総社市の取組施策												
『市民・家庭』 地域・生き物を愛し、環境にやさしい	身近な自然環境保全の実践の推進			●						●	●	●
	日常の取り組みによる生活環境の向上		●				●			●		
	廃棄物の発生の抑制・減量と適正処理、リサイクル						●	●				
	省エネルギーの推進と新エネルギーの導入			●					●			
	自然体験と環境を学ぶ	●									●	
	郷土愛の醸成						●					●
『地域・学校』 住みよさと人材をはぐくむ	まちの美観向上		●				●					●
	廃棄物の減量とリサイクルの推進	●						●				
	環境教育の推進	●				●						●
『事業所』 まち、市民と協働愛される	自然環境・景観への配慮と緑化推進						●				●	●
	大気・水・騒音・悪臭などの公害防止		●				●					
	廃棄物の発生の抑制・減量と適正処理						●	●				
	食品ロスの削減推進							●				
	クールチョイスの推進			●	●				●			
	環境を学ぶ	●										●
『行政』 環境を守り、住みよいまちづくりをする	自然環境の保全	●	●				●			●	●	●
	生活環境の保全		●				●			●		
	景観保全		●				●					
	廃棄物の発生の抑制・減量と適正処理に向けた施策の展開		●					●				●
	地球環境の保全			●					●			●
	情報提供や広報・周知活動	●										●
	環境行政推進のためのネットワークの構築	●										●